

1883年信仰告白序文

1. 神のみが良心の主であり、したがって良心は神の言に反する人間のいかなる主義や主張の束縛も受けない。それゆえ、宗教に関する個々人の判断の権利は普遍的であり、誰も奪うことができない。いかなる宗教組織も必要な保護を越えて公権力の援助を受けるべきではない。この事はすべての人に等しく当てはまる。

2. わたしたちのあがむべき救い主は、見える教会の成長のために、役員を福音の宣教と聖礼典の執行のため、また教会訓練を執行するために任じた。そして、すべての場合において神の言に基づく諸規則を遵守し、教会の秩序を乱す者を戒め、その権利を停止し、異端者やかき乱す者を除名する事は、役員および教会全体のつとめである。

3. 人間がどのような考えを抱くかということを経くみることほど致命的で愚かな過ちはない。何故ならば、信仰と実践、真理と聖さの間には切り離すことのできない関係があるからである。そうでなければ、真理を発見し、またそれを獲得するということに何の意味もなくなる。わたしたちの救い主は「悪い木は良い実を結ぶことはない」と言われた。

4. 教師として認められている者はすべて信仰において健全でなければならないということは言うまでもないが、それにもかかわらず、良き人格と見識を備えた人々が見解を異にする教理や組織がある。これらの事柄に関して個々のキリスト者及びキリスト教の諸団体はお互いに対して寛容でなければならない。

5. 教会の役員の人格、資格、権威については聖書に記されており、彼らを任じる仕方についても聖書に規定されているが、どの組織体においてもこの権威を執行する人物を選ぶ権限はその組織体に属する。

6. 全ての教会権力は、どのように執行されようとしても、教會的であり宣言的であるにとどまるべきである。すなわち、聖書が信仰と実践の唯一の誤りなき規範である。どの教会会議もそれ自体の権威に基づいて良心を拘束する法を作ることができると考えてはならない。教会のすべての決定は、啓示された神の御心に基づくものでなければならない。教会の訓練は世俗の行政からはっきり区別される。教会会議は世俗の法的権限をもたない。すなわち、世俗的刑罰を科することはできないし、政治的または世俗的な事柄について法的な力をもたない。教会会議の権力は全く道徳的、教會的な力である。教会会議はキリストの法に服従することを要求する権限を持つ。また信仰の条項を組み立て、誤った教理や不道徳に対して、それを明らかにする事ができる。また、不従順な者と秩序を乱す者から教会における諸権利を剥奪することができる。教会会議は証拠の収集を求め、譴責を科す権

限を有する。教会会議は教会の秩序と政治に対する違反者を召喚する権限を有する。教会会議は教会員に出廷し証言するように、また必要ならばそれ以外の証人の出廷を求めることができる。しかし、教会会議の権威に基づく最も厳しい訓練は頑なで悔い改めのない者を教会の聖餐と交わりから排除することである。

7．全てのキリスト教会、あるいは団体や各個教会の連盟は、聖餐に与かる者の資格を宣言する権限を有する。また、教会内部の統治機構の全体について、また教職者、役員、教会員の資格認定について、権限を有する。

この権限の行使するにあたって、カンバーランド長老教会は前述の一般原則に則して、以下のものを信仰と教会政治の体系として採用する。

1．信仰告白、2．カテキズム、3．教会憲法、4．訓練規定、5．運用規定、6．礼拝指針、7．会議規定。